### 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第26回)

日 時:令和3年5月4日(火)13:00~

場 所:知事応接室

次 第

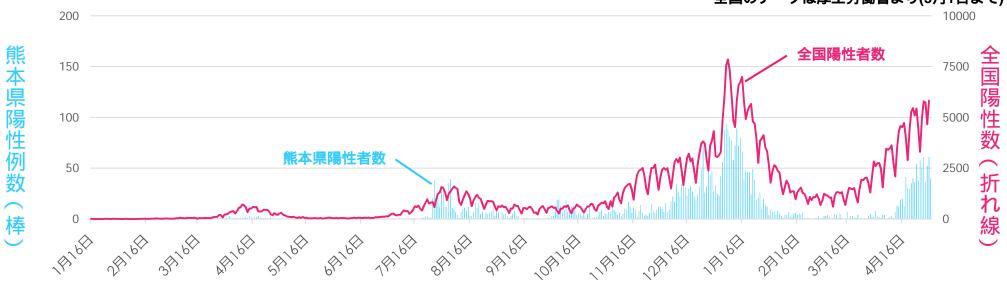
- 1 開 会
- 2 本部長訓示
- 3 議 事
- (1)感染者の発生状況について 資料1
- (2)有明保健所管内における対策強化について 資料2
- (3)時短要請に伴う協力金の概要(案)について 資料3
- (4)その他

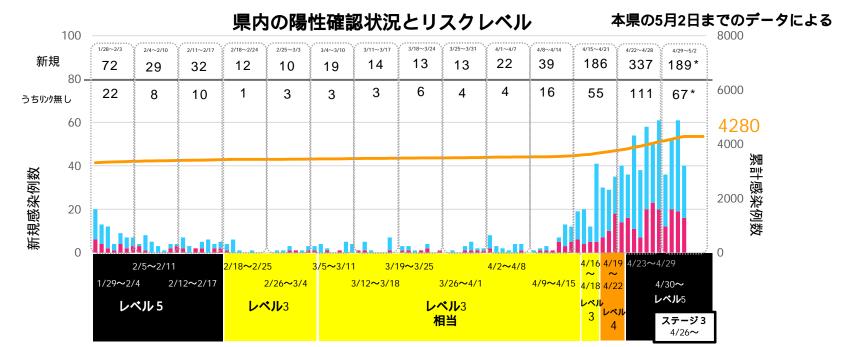
### 全国と熊本県の陽性確認状況

本県の5月4日までのデータによる

資料

全国のデータは厚生労働省より(5月1日まで)





## 各保健所毎の10万人あたり陽性者数(4月25日~5月1日)

保健所名	新規陽性者数 (リンク無し)	人口10万人あたり 陽性者数
熊本市保健所	227 (84)	30.8
有明保健所	62 (17)	39.8
山鹿保健所	7 (2)	14.0
菊池保健所	12 ( 2)	6.5
阿蘇保健所	4 ( 1)	6.6
御船保健所	23 (5)	26.9

保健所名	新規陽性者数 (リンク無し)	人口10万人あたり 陽性者数
宇城保健所	4 ( 3)	3.9
八代保健所	1 ( 1)	0.7
水俣保健所	1 ( 1)	2.2
人吉保健所	8 ( 2)	9.5
天草保健所	7 (3)	6.4
合計	356(121)	20.4

リンクは調査中のため暫定値

### 県内の感染状況の指標

#### 感染経路不明割合は各時点での調査結果に基づく

	医療提供体制等の負荷			感染の状況			
	医療の逼迫具合		療養者数	PCR <b>陽性率</b>	新規陽性者数	感染経路	
	入院	医療	重症者用病床				不明割合
	確保病床使用率	入院率	確保病床使用率		週移動平均	週合計	直近一週間
ステージ4	50%以上	25%以下	50%以上	524人以上	10%以上	437 <b>人以上</b>	50%以上
ステージ3	20%以上	40%以下	20%以上	349人以上	5%以上	262人以上	50%以上
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	医療提供体制に特段の支障がない段階						
5月3日	45.1%	43.6%	30.5%	521人	10.5%	325人	34.0%*
4月28日	40.2%	48.4%	15.3%	419人	11.0%	337人	111人(32.9%)
4月21日	22.0%	63.1%	5.1%	176人	8.5%	186人	55人(29.6%)
4月14日	6.9%	_	5.1%	42人	7.2%	39人	16人(41.0%)
4月7日	5.5%	_	3.4%	30人	5.0%	22人	4人(18.2%)
3月31日	4.2%	_	3.4%	25人	3.4%	13人	4人(30.8%)
3月24日	3.8%	_	1.7%	24人	4.4%	13人	6人(46.2%)
3月17日	4.0%	_	0%	27人	5.6%	14人	3人(21.4%)

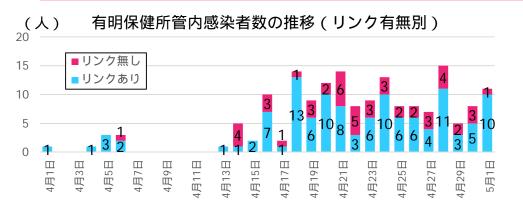
早期探知指標		
新規陽性者数の 前週今週比		
今週先週比が 1.0 を超える状況が継 続する場合には注 意が必要		
1.12		
1.81		
4.77		
1.77		
1.69		
1.00		
0.93		
0.74		

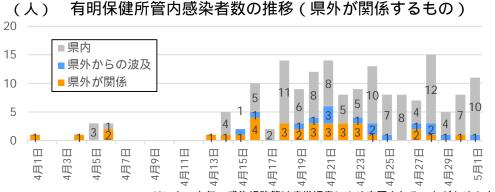
### 福岡県の対策強化を受けた有明保健所管内における対策の強化について

現・感染拡大に 控えること ・ 有明保健師

- ・感染拡大に伴い、有明保健所管内(荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町)には4月24日から不要不急の外出を 控えること等を要請。
- ・有明保健所管内の感染者数は高止まりしており、明確な改善傾向は見られていない状況。
- ・県境という特性から、県外に関係する感染も引き続いて発生している。

... 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し 必要な職場への出勤、 屋外での運動や散歩など、 生活や健康の維持のために必要な場合を除く





リンクの有無・感染経路等は疫学調査により変更されることがあります

### 5月3日、福岡県において、飲食店への時短要請の実施等の対策強化を決定

・その他の地域(<u>大牟田市など</u>):午後9時まで(酒類オーダーストップは午後8時)の時短要請

- ・大牟田市と生活圏が同一である有明保健所管内において、人の流れ込みを防止する必要性
- ・収まりきっていない感染を、より強力に抑え込む必要性

飲食店への 要請

- ・内容:<u>有明保健所管内の酒類提供飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請(酒類提供のオーダー</u>
  - ストップは午後8時30分まで)【熊本市中心部と同じ内容】。
- ・期間:<u>5月6日(木)から5月20日(木)午前5時まで【福岡県と同じ期間】。</u>

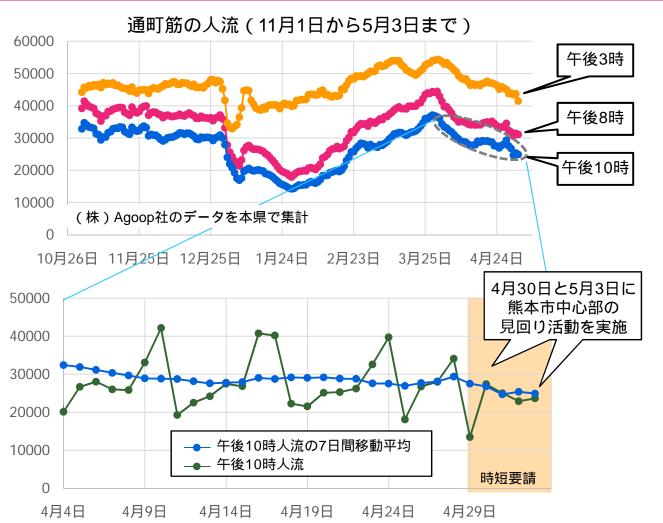
県民への 要請

・有明保健所管内において、不要不急の外出 を控える。特に時短要請時間以降は徹底。

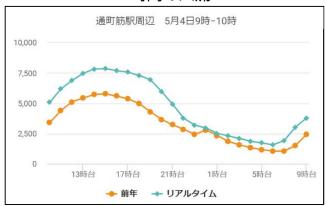
#### 熊本市への対策の状況について

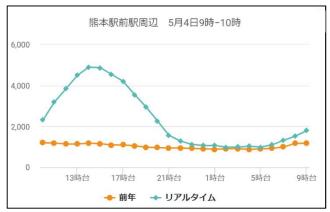
#### 現在の状況

・熊本市には不要不急の外出自粛要請 (特に時短要請時間以降は徹底)に加え、4月29日から中心部の酒類提供飲食店に対する午後 9時までの営業時間短縮を要請(酒類提供のオーダーストップは午後8時30分)。… 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、 屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く



通町筋・熊本駅の5/3 午前10時から 24時間の人流





(株)NTTドコモ社提供のWebサイト 「モバイル空間統計」人口マップより

現在実施している熊本市中心部への時短要請等の対策については、5月10日(月)に対策の効果や感染状況等を確認し、終了・延長・強化を判断。 ただし、熊本市の感染状況や医療提供体制が急激に悪化した場合は、その時点で判断。

## ステージ3における対策の強化と今後の感染状況に応じた対策について

	スナーショにのける対象の強化とラ後の激条が流に心した対象について						
	国ステージ分類						
	ステージ3 (262名程度) 4月27日~5月12日 5月10日に終了・延長・強化を判断 ( )内は直近1週間の新規感染者数の基準	ステージ3 (262名程度) 4月27日~5月12日 ※5月10日に終了・延長・強化を判断 国へ「まん延防止等重点 の適用を要請	ステージ3 (262名) 【まん延防止等重点措置】 実施する対策については 適宜検討を行う。	ステージ4 (437名) 【緊急事態宣言】 は今後の感染状況に応じて、			
県外移動	・全ての県外への不要不急の移動 を控える ・県外に在住する親戚等へ、帰省を控えるよう呼 びかける(GW期間中は特に徹底) ・大学を含め、学校へ課外活動等において対外遠 征禁止などの措置を依頼	同左	同左	同左			
外出	<ul><li>・外出時の感染防止対策を徹底する</li><li>・高齢者等とその家族は不要不急の外出を控える</li><li>・熊本市及び有明保健所管内においては不要不急の外出を控える</li><li>特に熊本市中心部の午後9時以降は徹底</li></ul>	<ul><li>・外出時の感染防止対策を徹底する</li><li>・高齢者等とその家族は不要不急の外出を控える</li><li>・熊本市及び有明保健所管内においては不要不急の外出を控える特に熊本市中心部及び有明保健所管内の午後9時以降は徹底</li></ul>	・不要不急の外出 を控える 特に時短要請時間以降は徹底	・ <mark>県内全域において</mark> 不要不急の外出 を控える 特に時短要請時間以降は徹底			
会食	・会食はなるべく普段から一緒にいる人と人数を 絞って ・4つのステップの遵守 ・県内全域で深夜遅い時間までの飲酒や会合など を控える ・感染か止対策のできていない店舗の利用を控える	同左	<b>同左</b> 要請に応し 過料を科す				
飲食店等	・熊本市中心部の酒類提供飲食店に対する午後9時まで営業時間短縮要請(酒類提供のオーダーストップは午後8時30分)*期間は4月29日~5月13日午前5時まで・県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底・飲食店における感染防止徹底のための見回り訪問の実施・GOTOイートの新規発行の停止を国へ要請	・熊本市中心部及び <mark>有明保健所管内</mark> の酒類提供 飲食店に対する午後9時まで営業時間短縮要請 (酒類提供のオーダーストップは午後8時30分 *熊本市中心部の期間は、4月29日~5月13 日午前5時まで *有明保健所管内の期間は、福岡県と合わせて 5月6日~5月20日午前5時まで ・県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業 界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考に した感染防止対策の徹底 ・飲食店における感染防止徹底のための見回り訪 間の実施 ・GOTOイートの新規発行の停止を国へ要請	〈まん延防止等層点措置対象地域〉 · 飲食店に対する午後8時までの営業時間短縮要請 · 映画館、パチンコ店、ポーリング場、エステティックサロン等の施設に対する午後8時までの営業時間短縮の協力依頼 ・ 酒類・カラオケ提供の終日自粛を飲食店に要請可能(カラオケ提供の自粛要請は、カラオケポックスは対象外) 〈まん延防止等層点措置対象地域以外〉 · 飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請 ・ 映画館、パチンコ店、ポーリング場、エステティックサロン等の施設に対する午後9時までの営業時間短縮の協力依頼	・酒類又はカラオケを提供する飲食店に対する 休業要請 ・上記以外の飲食店に対する午後8時までの営業時間短縮要請 ・1000平米以上の百貨店・ショッピングセンター・大規模小売店(生活必需品売り場を除く)、映画館、パチンコ店、ボーリング場、エステサロン等の施設に対する休業要請 ・1000平米以下の百貨店・ショッピングセンター・大規模小売店(生活必需品売り場を除く)、映画館、パチンコ店、ボーリング場、エステサロン等の施設に対する午後8時までの営業時間短縮の協力依頼			
イベント等	・県主催イベントの中止または延期 ・県有施設を基本的に休館 ・オリンピック聖火リレーの見直し	同 左	・県主催イベントの中止または延期 ・大学を含む学校に対し、部活動や課外活動に おける感染リスクの高い活動の制限又は自粛、 オンライン授業の実施等を要請	・県主催イベントの中止または延期 ・劇場やスポーツ施設等でのイベント・試合は 無観客開催 ・大学を含む学校に対し、部活動や課外活動に おける感染リスクの高い活動の制限又は自粛、 オンライン授業の実施等を要請 ・県有施設を休館			

... 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

# 時短要請協力金の概要(案)

有明保健所管内の酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

1 要請期間

令和3年5月6日(木)21時~ 令和3年5月20日(木)5時

2 対象区域

有明保健所管内(荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町)

3 対象者

2 1 時以降も営業している酒類を提供する飲食店等(約500店)

4 要請内容

営業時間を21時までに短縮(酒類提供のオーダーストップは20時30分まで)

5 交付額

#### <中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の 1 日あたりの売上高	1日あたりの給付額	
8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)	2万5,000円	
8万3,333円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の 1 日あたりの売上高の3割	
25万円以上 (年間:1億円~)	7万5,000円	



#### **<大企業(売上高減少方式)>** 中小企業等も選択可

#### [1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

コールセンター: 受付時間は平日9時~17時 ( 5/9までの土日祝日は9時~17時で受付)

Tel: 096-333-2828, 096-213-7090

飲食店見回り実施予定